

要緊急安全確認大規模建築物の報告命令

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、耐震診断結果の報告をしていない建築物の所有者に対して行った報告命令の内容を公表します。

所有者名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途 ※1	命令した年月日	命令の内容	除却等の予定		備考
						内容	実施時期	
医療法人社団大和会 理事長 矢野 諭	大内病院	足立区西新井 5-41-1	病院又は診療所	令和2年3月30日	除却等の予定の欄の実施時期 までに除却等を行わない場合 は、当該時期までに耐震診断 の結果の報告を行うこと。	除却	2023年12月28日	

※1 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。